

市・府民税当初課税期に係る人材派遣業務仕様書

1 業務期間

平成 31 年 1 月 4 日（金）から平成 31 年 6 月 28 日（金）まで

2 派遣場所

（１）名 称 柏原市財務部課税課市民税係

（２）所 在 地 大阪府柏原市安堂町 1 番 55 号
柏原市役所本庁 1 階 17 番窓口執務室内 及び 本庁 2 階会議室内

3 派遣要件

（１）派 遣 人 数 7 頁『派遣人数スケジュール表』のとおりに

（２）勤 務 日 月曜日から金曜日まで

（３）休 日 ア 日曜日および土曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

（４）勤 務 時 間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで
※内、実働時間 7 時間 45 分・休憩時間 45 分とし、休憩は業務に支障の無い範囲で取得することとする。

※原則、時間外労働は発生しない。ただし、真にやむを得ない状況が発生し、派遣元及び派遣先が合意した場合に限り、時間外勤務を求める場合がある。

（５）従事予定時間数 ア 派遣人数 2 名の日数 106 日×7 時間 45 分＝1,643 時間
イ 派遣人数 3 名の日数 8 日×7 時間 45 分＝186 時間
ウ 派遣人数 5 名の日数 6 日×7 時間 45 分＝232 時間 30 分

従事予定時間数の合計 2,061 時間 30 分

4 派遣労働者要件

- (1) 地方公共団体の業務について、2 年程度の実務経験を有する者、または同等の能力を有すると認められる者であること。
※ 地方公共団体や税務署等での税務上の実務経験を有する者が望ましい。
- (2) 接遇能力に優れていること。
- (3) 「5 主な業務内容」に示す事務を遂行するに十分な能力を有すること。

5 業務内容

- ア 郵便物処理業務（発送・受付・仕分け・開封・不要書類のシュレッダー破棄等）
- イ 課税資料の処理業務（資料整形・チェック・電話問合せ・スキャニング・編綴等）
- ウ 照会文書の回答業務
- エ 特別徴収に係る届出書の処理業務（チェック・スキャニング・編綴等）
- オ 所得証明書発行申請受付業務
- カ 手数料の収納補助業務
- キ 市・府民税申告受付会場内の案内業務
- ク 納税通知書の封入・封緘業務（平成 31 年 5 月 7 日～5 月 14 日に実施予定）
- ケ 電話対応業務
- コ 業務マニュアル作成業務
- サ その他課税に関する業務

6 派遣労働者の交代

- (1) 原則として派遣労働者は交代しないこと。ただし、派遣元と派遣労働者の雇用関係が解除された場合及びその他やむを得ない事情があると派遣先が判断した場合は派遣労働者を交代することができる。

また、派遣労働者が病気等により欠勤した場合において、業務の運営に支障を来すときは、派遣先は代替労働者の派遣を要求することができる。
- (2) 派遣労働者が派遣先の指示に従わない場合又は業務遂行に必要な能力を有していないと認められる場合、派遣先は、当該労働者の交代を要求することができる。
- (3) 交代に要する費用は、派遣元の負担とする。
- (4) 派遣元又は派遣労働者が（2）の要求に応じない場合、また交代した労働者がなお（2）の交代要件に該当する場合は、派遣先は契約を解除することができる。

- (5) 途中で派遣労働者を交代させる場合は、交代日までに遅延なく業務が遂行できる体制を整えなければならない。

7 派遣労働者のフォローアップ

- (1) 派遣元責任者は、月1回以上来庁し、派遣労働者のフォローアップ（派遣先との関係性の確認・就業や業務に関する疑問点の吸い上げ等）を行うこと。
- (2) 派遣元責任者は、派遣労働者の就業初日は必ず同行し、来庁すること。

8 個人情報保護

派遣元及び派遣労働者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 柏原市個人情報保護条例（平成12年10月6日条例第24号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）を遵守するとともに、業務上知り得た情報を第三者に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。また、派遣期間終了後も同様とする。
- (2) 個人情報を業務以外の目的で複写・複製してはならない。
- (3) 個人情報が記録された公文書等を外部に持ち出してはならない。
- (4) 派遣元、又は派遣労働者が前各号に掲げる事項に違反した場合、派遣先は契約を解除できるものとする。
- (5) (4) の場合において、派遣元は派遣先に対して損害賠償を請求することはできない。
- (6) (4) により派遣先に損害が発生した場合は、派遣先は派遣元に対して損害賠償を請求することができる。
- (7) 個人情報の取扱いについては、5～6項『個人情報取扱特記事項』を遵守しなければならない。

9 委託料

- (1) 委託料は、契約単価にそれぞれの各月ごとの勤務時間数を乗じて得た額の総額に消費税及び地方消費税の額を加算した額（1円未満の端数については切り捨てる。）を委託料とする。ただし、実働時間を超える時間外勤務が発生した場合には、労

働基準法に定める割増賃金の規定に準じて時間単価に乗じた額を支払う。

- (2) 委託料を計算する場合において、計算の基礎となる勤務時間数は、その月の全派遣労働者の実労働時間数（時間外勤務等が発生した場合は、割増賃金の規定に準じた単価ごとに各々計算した時間数）によって計算する。この場合において、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- (3) 派遣先は、派遣元からの（1）及び（2）によって算出された委託料の請求により支払うものとする。ただし、この請求は月1回を超えることができない。
- (4) 委託料は、本業務にかかる一切の経費で、派遣労働者の通勤経費、各種社会保険料等の諸経費を含む。ただし、次に掲げる経費は派遣先が負担する。

ア 出張旅費

- （ア）派遣先の指示に基づき出張した場合に限る。
- （イ）支給額は、職員の旅費に関する条例（昭和41年条例第15号）に基づき算出した金額と同額とする。

イ 事務用品費

- （ア）事務用品とは、机や椅子等の備品及び筆記用具等の消耗品とする。
- （イ）業務遂行上必要なものに限る。

10 契約保証金

契約単価に年間従事予定時間に乗じた年間予定金額の10分の1以上とする。ただし、柏原市財務規則（昭和39年柏原市規則第7号）第109条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する。

11 その他

- (1) 派遣労働者が派遣先へ自動車通勤を行う場合は、就業先近隣の駐車スペースを派遣労働者自らが確保すること。
- (2) 派遣先及び派遣元は、労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）及びその他の法令等に基づき、誠意を持って本件業務を遂行すること。
- (3) 本書に記載の無い事項又は疑義が生じた事項については、派遣先及び派遣元が双方協議の上、決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第 1 この契約により、柏原市(以下「派遣先」という。)から事務の委託を受けた者(以下「派遣元」という。)は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 派遣元は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 派遣元は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容を他に漏らしてはならないことその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 派遣元は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第 4 派遣元は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、電磁的記録の資料等の暗号化や個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないなど、個人情報の厳重な保管及び搬送に必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第 5 派遣元は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(目的以外の利用等の禁止)

第 6 派遣元は、派遣先の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 派遣元は、派遣先の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定)

第 8 派遣元は、この契約による事務の処理については、派遣先の庁舎内及び派遣元の事務所において行うものとする。ただし、その他の作業場所で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施、その他安全確保の措置について、あらかじめ派遣先に届け出て、派遣先の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

(事故発生時の報告義務)

第 9 派遣元は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに、派遣先に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還)

第 10 派遣元は、この契約による業務を行うため派遣先から提供を受け、又は派遣元自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに派遣先に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、派遣先が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第 11 派遣先は、派遣元がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(調査)

第 12 派遣先は、派遣元がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(その他)

第 13 派遣元は、前第 1 から第 12 に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

派遣人数スケジュール表

日付		派遣人数	日付		派遣人数	日付		派遣人数
1月1日	火		3月1日	金	2名	5月1日	水	2名
1月2日	水		3月2日	土		5月2日	木	2名
1月3日	木		3月3日	日		5月3日	金	
1月4日	金	2名	3月4日	月	2名	5月4日	土	
1月5日	土		3月5日	火	2名	5月5日	日	
1月6日	日		3月6日	水	2名	5月6日	月	
1月7日	月	2名	3月7日	木	2名	5月7日	火	5名
1月8日	火	2名	3月8日	金	2名	5月8日	水	5名
1月9日	水	2名	3月9日	土		5月9日	木	5名
1月10日	木	2名	3月10日	日		5月10日	金	5名
1月11日	金	2名	3月11日	月	2名	5月11日	土	
1月12日	土		3月12日	火	2名	5月12日	日	
1月13日	日		3月13日	水	2名	5月13日	月	5名
1月14日	月		3月14日	木	2名	5月14日	火	5名
1月15日	火	2名	3月15日	金	2名	5月15日	水	2名
1月16日	水	2名	3月16日	土		5月16日	木	2名
1月17日	木	2名	3月17日	日		5月17日	金	2名
1月18日	金	2名	3月18日	月	2名	5月18日	土	
1月19日	土		3月19日	火	2名	5月19日	日	
1月20日	日		3月20日	水	2名	5月20日	月	2名
1月21日	月	2名	3月21日	木		5月21日	火	2名
1月22日	火	2名	3月22日	金	2名	5月22日	水	2名
1月23日	水	2名	3月23日	土		5月23日	木	2名
1月24日	木	2名	3月24日	日		5月24日	金	2名
1月25日	金	2名	3月25日	月	2名	5月25日	土	
1月26日	土		3月26日	火	2名	5月26日	日	
1月27日	日		3月27日	水	2名	5月27日	月	2名
1月28日	月	3名	3月28日	木	2名	5月28日	火	2名
1月29日	火	3名	3月29日	金	2名	5月29日	水	2名
1月30日	水	3名	3月30日	土		5月30日	木	2名
1月31日	木	3名	3月31日	日		5月31日	金	2名
2月1日	金	3名	4月1日	月	2名	6月1日	土	
2月2日	土		4月2日	火	2名	6月2日	日	
2月3日	日		4月3日	水	2名	6月3日	月	2名
2月4日	月	3名	4月4日	木	2名	6月4日	火	2名
2月5日	火	3名	4月5日	金	2名	6月5日	水	2名
2月6日	水	3名	4月6日	土		6月6日	木	2名
2月7日	木	2名	4月7日	日		6月7日	金	2名
2月8日	金	2名	4月8日	月	2名	6月8日	土	
2月9日	土		4月9日	火	2名	6月9日	日	
2月10日	日		4月10日	水	2名	6月10日	月	2名
2月11日	月		4月11日	木	2名	6月11日	火	2名
2月12日	火	2名	4月12日	金	2名	6月12日	水	2名
2月13日	水	2名	4月13日	土		6月13日	木	2名
2月14日	木	2名	4月14日	日		6月14日	金	2名
2月15日	金	2名	4月15日	月	2名	6月15日	土	
2月16日	土		4月16日	火	2名	6月16日	日	
2月17日	日		4月17日	水	2名	6月17日	月	2名
2月18日	月	2名	4月18日	木	2名	6月18日	火	2名
2月19日	火	2名	4月19日	金	2名	6月19日	水	2名
2月20日	水	2名	4月20日	土		6月20日	木	2名
2月21日	木	2名	4月21日	日		6月21日	金	2名
2月22日	金	2名	4月22日	月	2名	6月22日	土	
2月23日	土		4月23日	火	2名	6月23日	日	
2月24日	日		4月24日	水	2名	6月24日	月	2名
2月25日	月	2名	4月25日	木	2名	6月25日	火	2名
2月26日	火	2名	4月26日	金	2名	6月26日	水	2名
2月27日	水	2名	4月27日	土		6月27日	木	2名
2月28日	木	2名	4月28日	日		6月28日	金	2名
			4月29日	月		6月29日	土	
			4月30日	火	2名	6月30日	日	